

昭島市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8年 5月 8日

提出者 昭島市教育委員会
教育長 山下 秀 男

昭島市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

昭島市文化財保護条例施行規則（昭和53年昭島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「指定に係る」を削り、同条中「又」を「若しく」に改め、「者」の次に「又は条例第37条第2項の規定により、昭島市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という）の登録について同意した者、昭島市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という）の登録について同意した者若しくは昭島市登録史跡、昭島市登録旧跡、昭島市登録名勝若しくは昭島市登録天然記念物（以下これらを「市登録史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）（以下これらを「市登録有形文化財等」と総称する。）の登録について同意した者」を加える。

第3条の見出し中「指定書」の次に「、認定書」を加え、「認定」を「登録」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第37条第6項に規定する登録書は、第6号様式によるものとする。

第4条中「昭島市指定の文化財の所有者又は保持者若しくは保持団体が指定書又は認定書」を「前条第1項の指定書、同条第2項の認定書又は同条第3項の登録書」に、「(認定書)」を「等」に、「第6号様式」を「第7号様式」に改める。

第5条中「第39条」を「第43条」に改め、「認定書を」の次に「、条例

第 39 条の規定による届出（土地の地目又は地積に係る届出を除く。）をしようとする者は、当該届出に係る文化財の登録書を、」を加える。

第 6 条第 1 項中「第 7 号」を「第 8 号」に、「第 8 号」を「第 9 号」に改め、同条第 2 項中「第 9 号」を「第 10 号」に改める。

第 7 条第 1 項中「指定」の次に「又は登録」を加え、同条第 2 項中「付属」を「附属」に改め、「指定」の次に「又は登録」を加える。

第 8 条中「第 10 号様式」を「第 11 号様式」に改める。

第 9 条第 1 項中「含む。）」の次に「又は条例第 39 条第 1 項第 1 号」を加え、「第 11 号様式」を「第 12 号様式」に改め、同条第 2 項中「とき」の次に「又は条例第 39 条第 1 項第 2 号の規定による所有者の氏名若しくは住所を変更したとき」を加え、「第 12 号様式」を「第 13 号様式」に改める。

第 10 条中「又」を「若しく」に改め、「市指定史跡旧跡名勝天然記念物」の次に「又は条例第 39 条第 1 項第 3 号に規定する市登録有形文化財等」を加え、「き損」を「毀損」に、「第 13 号様式」を「第 14 号様式」に改める。

第 11 条中「又」を「若しく」に改め、「市指定有形民俗文化財」の次に「又は条例第 39 条第 1 項第 4 号の規定による市登録有形文化財若しくは市登録有形民俗文化財」を加え、「第 14 号様式」を「第 15 号様式」に改める。

第 12 条に次の 2 項を加える。

3 条例第 39 条第 2 項に規定する届出を要しない場合は、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所在の場所を変更した場合であって、その期間が 1 箇月を越えない場合とする。

4 条例第 39 条第 2 項に規定する変更をした後、届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害のために、市登録有形文化財等の所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない事由がある場合とする。

第 14 条第 1 項中「第 15 号様式」を「第 16 号様式」に改め、同項第 4 号及び第 5 号中「第 16 号様式」を「第 17 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 17 号様式」を「第 18 号様式」に改める。

第 15 条第 1 号及び第 2 号中「き損」を「毀損」に改め、同条第 3 号中「き損」を「毀損」に、「当該」を「、当該」に改める。

第 16 条中「第 18 号様式」を「第 19 号様式」に改める。

第 17 条第 1 項中「第 39 条」を「第 40 条及び第 43 条」に改め、同項第 2 号中「市指定無形文化財」の次に「、市登録無形文化財」を加え、同条第 2 項中「第 39 条」を「第 40 条及び第 43 条」に改め、同項第 1 号中「第 19 号様式」を「第 20 号様式」に改め、同項第 2 号中「第 20 号様式」を「第 21

条様式」に改め、同項第3号中「第21号様式」を「第22条様式」に改め、同項第4号中「第22号様式」を「第23条様式」に改め、同項第5号中「第23号様式」を「第24条様式」に改め、同項第6号中「第24号様式」を「第25条様式」に改める。

第18条中「第25号様式」を「第26条様式」に改め、同条第3号及び第4号中「第16号様式」を「第17条様式」に改める。

第19条中「市指定史跡旧跡名勝天然記念物」の次に「又は条例第39条第1項第5号の規定による市登録史跡旧跡名勝天然記念物の登録地域内」を加え、「第26号様式」を「第27号様式」に改める。

第21条第1項及び第2項中「第42条」を「第46条」に改め、同条を第22条とする。

第20条中「条例第37条第2項」を「条例第41条第2項」に、「第27号様式」を「第29号様式」に、「第28号様式」を「第30号様式」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(抹消の申出)

第20条 条例第38条第3項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消の申出は、第28号様式によるものとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

		年 月 日	
(宛先) 昭島市教育委員会			
		住 所	
		氏 名	
同 意 書			
私の※ 占有する	所有する 下記物件を、昭島市※	<u>指定</u> ※ <u>登録</u>	有形文化財 有形民俗文化財に※ 史跡旧跡名勝天然記念物 <u>指定</u> <u>登録</u>
ることに同意します。			
記			
1 名称及び員数			
2 物件の所在地			
3 指定の区域			

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

第 6 号様式から第 28 号様式までを次のように改める。

第 6 号様式（第 3 条関係）

表面

(記号番号)	登 録 書	名 称	(当該文化財の特徴を示す事項)	右を昭島市登録	年 月 日
			(員 数)	に登録する。	昭島市教育委員会印

裏面

所有者の氏名	住所	登録文化財の場所又は所在地	変更年月日と理由

備考

一 次の場合には、届出の書面にこの登録書を添えて昭島市教育委員会に提出してください。

(一)所有者が変更し、又は所有者の氏名若しくは住所が変更したとき。

(二)所在の場所又は所在地の地名、地番等が変更したとき。

二 登録文化財の登録が抹消されたときは、この登録書を昭島市教育委員会に返還してください。

第7号様式（第4条関係）

年 月 日

(宛先) 昭島市教育委員会

住 所

氏 名

指定書等再交付申請書

昭島市※指定登録文化財の※指定書認定書を下記のとおり※亡失破損したので、再交付を申請します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 亡失（破損）の年月日
- 3 亡失（破損）の事由
- 4 その他参考となる事項

(注) 1 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

2 破損による場合には、破損した指定書、認定書又は登録書を添付すること。

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

様

昭島市教育委員会
教育長

解 除 の 通 知 書

あなたの※^{所有する}昭島市指定※^{有形文化財}の指定を下記のとおり解除した
^{占有する}有形民俗文化財
ので、通知します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の住所及び氏名
(占)
- 3 解除の理由

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

第9号様式（第6条関係）

年 月 日

様

昭島市教育委員会
教育長

解 除 の 通 知 書

あなたの※^{所有する}昭島市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定を下記のとおり解
^{占有する}
除したので、通知します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の住所及び氏名
(占)
- 3 解除の理由

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

様

昭島市教育委員会
教育長

解 除 の 通 知 書

あなたの※^{所有する}
占有する 昭島市指定無形文化財の指定を下記のとおり解除したので、
通知します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の住所及び氏名
(占)
- 3 解除の理由

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

(宛先) 昭島市教育委員会

住 所

氏 名

管理責任者の選任（解任）届

私の所有する昭島市指定文化財について、下記のとおり管理責任者を
選任した[※]ので届け出ます。
解任

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 管理責任者
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
 - (3) 略 歴
- 3 [※]選任年月日
解任
- 4 [※]選任の事由
解任
- 5 その他参考となる事項

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

(宛先) 昭島市教育委員会

住 所

氏 名

所 有 者 の 変 更 届

昭島市※^{指定}登録 文化財の所有者が、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 旧所有者の住所及び氏名
- 3 変更年月日
- 4 変更の事由
- 5 その他参考となる事項

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

(宛先) 昭島市教育委員会

住 所

氏 名

(名称)

所有者（管理責任者）の住所等の変更届

昭島市※指定登録 文化財の※所有者の住所、氏名を下記のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の新住所、氏名（名称）
所有者の旧住所、氏名（名称）
- 3 管理責任者の新住所、氏名（名称）
管理責任者の旧住所、氏名（名称）
- 4 変更年月日

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

第 14 号様式（第 10 条関係）

		年	月	日
(宛先) 昭島市教育委員会				
住所				
氏名				
文化財の滅失等の届				
指定 下記昭島市※ 登録	文化財が下記のとおり	滅失 き損 ※盗難 亡失 衰亡	したので届け	
出ます。				
記				
1 文化財の名称及び員数				
2 届出事実の発見年月日				
3 届出事実の状況				
4 届出事実の発見後の処置				

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

(宛先) 昭島市教育委員会

住 所

氏 名

文化財の所在の場所の変更届

昭島市※指定
登録
※変更したいので届け出ます。
※変更した

文化財の所在の場所を下記のとおり

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 ※変更しようとする
変更した 所在の場所
- 3 文化財を※移動する
移動した 年月日
- 4 ※変更する理由
変更した
- 5 現所在に戻す期日が明らかなきは、その予定月日
- 6 その他参考となる事項

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

（宛先）昭島市教育委員会

（事業者の）

住 所

氏 名

現状変更等の許可申請書

昭島市指定 文化財の※現状の変更を下記により実施したいの
保存に影響を及ぼす行為
で、許可されるよう申請します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の住所及び氏名
- 3 管理責任者が選任されている場合、その者の住所及び氏名
- 4 現状変更等を必要とする理由
- 5 現状変更等の内容及び実施方法
- 6 文化財を現在の所在の場所から移動する必要がある場合は、その移動先の場所
- 7 現状変更等の着手及び完了予定年月日
- 8 現状変更等の施工者の住所、氏名又は名称
- 9 その他参考となる事項

（注） 1 様式中の「現状変更等」は、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。

2 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

第 17 号様式（第 14 条、第 18 条関係）

年 月 日

（現状変更等の事業者） 殿

（所有者又は管理責任者の）

住 所

氏 名 ⑩

現状変更等についての承諾書

私の※^{所有する}昭島市指定 文化財について、下記内容により現状変更等
^{管理する}
を承諾します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 現状変更等をしようとする者（許可申請人）の住所及び氏名
- 3 現状変更等の内容及び実施方法
- 4 現状変更等のため文化財を移動させる移動先
- 5 現状変更等の着手及び完了予定年月日
- 6 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の住所、氏名又は名称

（注） 1 様式中「現状変更等」とは、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。

2 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

(宛先) 昭島市教育委員会

住 所

氏 名

文 化 財 の 修 理 届

昭島市指定 文化財について、下記により修理したいので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 管理責任者の選任されている場合は、その者の住所及び氏名
- 3 修理を必要とする理由
- 4 修理の内容及び実施方法
- 5 修理のため所在の場所を変更する必要があるときは、その移動先の場所と移動している期間
- 6 修理の着手及び完了予定時期
- 7 修理施行者の住所及び氏名
- 8 その他参考となる事項

(注) この届出には、本規則第15条第1号及び第2号に掲げる書類を必ず添付すること。

年 月 日

(宛先) 昭島市教育委員会

住 所

氏 名

保持者の住所、氏名等の変更届

※昭島市指定（登録）無形文化財の保持者の住所、氏名等が下記のとおり変更したので届け出ます。
昭島市選定保存技術

記

- 1 文化財の名称又は保存技術の種別
- 2 保持者の新住所
保持者の旧住所
- 3 保持者の新氏名
保持者の旧氏名
- 4 保持者の新芸名又は新雅号
保持者の旧芸名又は旧雅号
- 5 変更年月日

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

(宛先) 昭島市教育委員会

住 所

氏 名

保持者の心身の故障に係る届

※昭島市指定（登録）無形文化財の保持者の心身の故障について、下記のとおり
昭島市選定保存技術

届け出ます。

記

- 1 文化財の名称又は保存技術の種別
- 2 保持者の住所及び氏名
- 3 保持者の心身の故障の事実
 - ① 発生年月日
 - ② 心身の故障の状況
 - ③ その他参考となる事実

(注) 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

（宛先）昭島市教育委員会

住 所

氏 名

保 持 者 の 死 亡 届

※昭島市指定（登録）無形文化財の保持者が死亡したので、下記のとおり届け出
※昭島市選定保存技術
ます。

記

1 文化財の名称又は保存技術の種別

（注）様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

(宛先) 昭島市教育委員会

団 体 の 名 称

事務所の所在地

代表者又は管理
人の氏名

保持団体（保存団体）の構成員の異動届

※昭島市指定（登録）無形文化財の保持団体
昭島市選定保存技術の保存団体の構成員について、下記のとおり異
動があつたので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称又は保存技術の種別
- 2 保持団体又は保存団体の構成
 - (1) 現に届けられている構成員
代表者又は管理人の住所、氏名及び経歴
構成員の住所、氏名及び経歴
 - (2) 異動後の構成員
代表者又は管理人の住所、氏名及び経歴
構成員の住所、氏名及び経歴

- (注) 1 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。
- 2 団体の代表者若しくは管理人又は構成員の経歴は、昭島市指定無形文化財又は昭島市選定保存技術に関係した経歴について記入すること。

年 月 日

（宛先）昭島市教育委員会

団 体 の 名 称

事務所の所在地

代表者又は管理
人の氏名

保持団体（保存団体）の解散届

※昭島市指定（登録）無形文化財の保持団体が下記のとおり解散したので届け出
※昭島市選定保存技術の保存団体が下記のとおり解散したので届け出
ます。

記

- 1 文化財の名称又は保存技術の種別
- 2 団体の代表者又は管理人の住所及び氏名
- 3 団体の構成員の住所及び氏名
- 4 解散年月日
- 5 解散の理由

（注）様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

（宛先）昭島市教育委員会

（事業者の）

住 所

氏 名

現 状 変 更 等 の 届

昭島市指定有形民俗文化財の※現状の変更を下記のとおり実施した
保存に影響を及ぼす行為

いで届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所有者の住所及び氏名
- 3 管理責任者が選任されている場合、その者の住所及び氏名
- 4 現状変更等を必要とする理由
- 5 現状変更等の内容及び実施方法
- 6 文化財を現在の所在の場所から移動する必要がある場合は、その移動先の場所
- 7 現状変更等の着手及び完了予定年月日
- 8 現状変更等の施工者の住所、氏名又は名称

（注） 1 様式中の「現状変更等」は、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。

2 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。

年 月 日

(宛先) 昭島市教育委員会

住 所

氏 名

土地の所在等の変更届

昭島市※指定※
登録※
史
旧
名
跡
跡
勝
天然記念物
の所在する土地について、下記のとおり変更があつた

ので届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 現に届けてある所在地
- 3 変更の内容
 - (1) 新 地 名
旧 地 名
 - (2) 新 地 番
旧 地 番
 - (3) 新 地 目
旧 地 目
 - (4) 新 地 積
旧 地 積
- 4 その他参考となる事項

- (注) 1 様式中の※印の箇所は、該当しない事項をまつ消すること。
2 様式中の「3 変更の内容」については、変更した事項について記入すること。
3 変更が土地の分筆、合筆、地目変更等による場合は、必ず登記簿謄本及び公図の写しを添付して提出すること。

年 月 日

（宛先）昭島市教育委員会

住 所

氏 名

昭島市登録有形文化財等登録抹消申出書

下記昭島市登録有形文化財等の登録を抹消したいので、申し出ます。

記

- 1 文化財の名称
- 2 文化財の所在の場所又は所在地
- 3 申出の理由
- 4 その他参考となる事項（最近の実状を示す図面や写真等）

（注）この届出書には、登録書を添付すること。

第 28 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 29 号様式（第 21 条関係）

表面

(記号番号)	認 定 書	(雅号)	殿
		年 月 日 生	
		あなたを昭島市選定保存技術（ ）の保	
		持者として認定します。	
		年 月 日	
		昭島市教育委員会印	

裏面

当該選定保存技術の内容

氏名	保持者の雅号	保持者の住所	変更年月日

備考

- 一 次の場合には、届出の書面にこの認定書を添えて昭島市教育委員会に提出してください。
- (一) 保持者の氏名又は雅号が変更したとき。
 - (二) 保持者の住所が変更したとき。
- 二 次の場合には、この認定書を昭島市教育委員会に返還してください。
- (一) 保存技術の選定が解除されたとき。
 - (二) 保持者としての認定が解除されたとき。

第 30 号様式 (第 21 条関係)

表面

(記号番号)	
認 定 書	
(団体の名称)	
(団体の事務 所の所在地)	
(団体の代表 者の氏名)	
右を昭島市選定保存技術 () の保 存団体として認定します。	
年 月 日	
昭島市教育委員会印	

当該選定保存技術の内容			
保存団体の名称	保存団体の代表者名	保存団体の事務所の所在地	変更年月日

備考

一 次の場合には、届出の書面にこの認定書を添えて昭島市教育委員会に提出してください。

(一) 保存団体の名称が変更したとき。

(二) 保存団体の代表者が変更したとき。

(三) 保存団体の事務所の所在地が変更したとき。

二 次の場合には、この認定書を昭島市教育委員会に返還してください。

(一) 保存技術の選定が解除されたとき。

(二) 保存技術の保存団体としての認定が解除されたとき。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

昭島市文化財保護条例の一部改正に伴い、規則の一部を改正する必要がある。

昭島市文化財保護条例施行規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、昭島市文化財保護条例（昭和51年昭島市条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(同意書の提出)</p> <p>第2条 条例第4条第2項（第26条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、昭島市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）の指定について同意した者、昭島市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）の指定について同意した者若しくは昭島市指定史跡、昭島市指定旧跡、昭島市指定名勝若しくは昭島市指定天然記念物（以下これらを「市指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）の指定について同意した者又は<u>条例第37条第2項の規定により、昭島市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という）の登録について同意した者、昭島市登録有形民俗文化財（以下「市登録有形民俗文化財」という）の登録について同意した者若しくは昭島市登録史跡、昭島市登録旧跡、昭島市登録名勝若しくは昭島市登録天然記念物（以下これらを「市登録有形文化財等」と総称する。）</u>の登録について同意した者は、同意書（第1号様式）を昭島市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(指定書、<u>認定書</u>又は<u>登録書</u>)</p> <p>第3条 条例第4条第5項（第26条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、市指定有形</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、昭島市文化財保護条例（昭和51年昭島市条例第31号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定に係る同意書の提出)</p> <p>第2条 条例第4条第2項（第26条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、昭島市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）の指定について同意した者、昭島市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）の指定について同意した者又は昭島市指定史跡、昭島市指定旧跡、昭島市指定名勝若しくは昭島市指定天然記念物（以下これらを「市指定史跡旧跡名勝天然記念物」と総称する。）の指定について同意した者は、同意書（第1号様式）を昭島市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(指定書又は<u>認定書</u>)</p> <p>第3条 条例第4条第5項（第26条第2項及び第33条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、市指定有形</p>

新	旧
<p>文化財又は市指定有形民俗文化財に係るものにあつては第2号様式によるものとし、市指定史跡旧跡名勝天然記念物に係るものにあつては第3号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第20条第2項又は第4項の規定により、昭島市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）の保持者又は保持団体を認定したときは、委員会は、当該保持者に対しては第4号様式による認定書を、当該保持団体に対しては第5号様式による認定書をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>3 <u>条例第37条第6項に規定する登録書は、第6号様式によるものとする。</u></p> <p>（指定書等の再交付）</p> <p>第4条 <u>前条第1項の指定書、同条第2項の認定書又は同条第3項の登録書を亡失し、又は著しく破損したときは、指定書等再交付申請書（第7号様式）を委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。</u></p> <p>（指定書等の書換え）</p> <p>第5条 条例第7条（第29条及び第36条において準用する場合を含む。）、条例第9条（第29条において準用する場合を含む。）又は条例第35条の規定による届出（第7条の規定による届出にあつては管理責任者に係る届出を、第35条の規定による届出にあつては土地の地目又は地積に係る届出を除く。）をしようとする者は、当該届出に係る文化財の指定書を、条例第22条（第43条において準用する場合を含む。）の規定による届出（保持者の死亡及び心身の故障に係る届出並びに保持団体又は保存団体の構成員の異動及び解散に係る届出を除く。）をしようとする者は、当該届出に係る保持者又は保持団体若しくは保存団体の認定書を、<u>条例第39条の規定による届出（土地の地目又は地積に係る届出を除く。）をしようとする者は、当該届出に係る文化財の登録書を、その届出に係る書面に添えて委員会に提出し、その書換えを受け</u></p>	<p>文化財又は市指定有形民俗文化財に係るものにあつては第2号様式によるものとし、市指定史跡旧跡名勝天然記念物に係るものにあつては第3号様式によるものとする。</p> <p>2 条例第20条第2項又は第4項の規定により、昭島市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）の保持者又は保持団体を認定したときは、委員会は、当該保持者に対しては第4号様式による認定書を、当該保持団体に対しては第5号様式による認定書をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>（指定書等の再交付）</p> <p>第4条 <u>昭島市指定の文化財の所有者又は保持者若しくは保持団体が指定書又は認定書を亡失し、又は著しく破損したときは、指定書（認定書）再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。</u></p> <p>（指定書等の書換え）</p> <p>第5条 条例第7条（第29条及び第36条において準用する場合を含む。）、条例第9条（第29条において準用する場合を含む。）又は条例第35条の規定による届出（第7条の規定による届出にあつては管理責任者に係る届出を、第35条の規定による届出にあつては土地の地目又は地積に係る届出を除く。）をしようとする者は、当該届出に係る文化財の指定書を、条例第22条（<u>第39条</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出（保持者の死亡及び心身の故障に係る届出並びに保持団体又は保存団体の構成員の異動及び解散に係る届出を除く。）をしようとする者は、当該届出に係る保持者又は保持団体若しくは保存団体の認定書をその届出に係る書面に添えて委員会に提出し、その書換えを受けなければならない。</p>

新	旧
<p>なければならない。</p> <p>(解除の通知)</p> <p>第6条 条例第5条第4項(第27条第5項及び第34条第3項において準用する場合を含む。)に規定する通知は、市指定有形文化財又は市指定民俗文化財に係るものであつては<u>第8号様式</u>によるものとし、市指定史跡旧跡名勝天然記念物に係るものにあつては、<u>第9号様式</u>によるものとする。</p> <p>2 条例第21条第3項又は第5項の規定する通知は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体を解除したとき委員会は当該保持者及び当該保持団体に対して、<u>第10号様式</u>によるものとする。</p> <p>(台帳)</p> <p>第7条 委員会は、条例に基づき指定又は登録した文化財に係る記録を保存するため台帳を備えるものとする。</p> <p>2 前項に規定する台帳には、その<u>附属資料</u>として指定又は登録した文化財に係る写真又は実測図若しくは見取図等を備えておくものとする。</p> <p>(管理責任者の選任等の届出)</p> <p>第8条 条例第6条第3項(第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者を選任又は解任したときの届出は、<u>第11号様式</u>によるものとする。</p> <p>(所有者の変更等の届出)</p> <p>第9条 条例第7条第1項(第29条及び第36条において準用する場合を含む。)又は<u>条例第39条第1項第1号</u>の規定による所有者が変更したときの届出は、<u>第12号様式</u>によるものとする。</p> <p>2 条例第7条第2項(第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による所有者若しくは管理責任者の氏名若しくは名称若しくは住所を変更したとき又は<u>条例第39条第1項第2号の規定による所有者の氏名若しくは住所を変更したとき</u>の届出は、<u>第13号様式</u>によるものとする。</p>	<p>(解除の通知)</p> <p>第6条 条例第5条第4項(第27条第5項及び第34条第3項において準用する場合を含む。)に規定する通知は、市指定有形文化財又は市指定民俗文化財に係るものであつては<u>第7号様式</u>によるものとし、市指定史跡旧跡名勝天然記念物に係るものにあつては、<u>第8号様式</u>によるものとする。</p> <p>2 条例第21条第3項又は第5項の規定する通知は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体を解除したとき委員会は当該保持者及び当該保持団体に対して、<u>第9号様式</u>によるものとする。</p> <p>(台帳)</p> <p>第7条 委員会は、条例に基づき指定した文化財に係る記録を保存するため台帳を備えるものとする。</p> <p>2 前項に規定する台帳には、その<u>付属資料</u>として指定した文化財に係る写真又は実測図若しくは見取図等を備えておくものとする。</p> <p>(管理責任者の選任等の届出)</p> <p>第8条 条例第6条第3項(第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者を選任又は解任したときの届出は、<u>第10号様式</u>によるものとする。</p> <p>(所有者の変更等の届出)</p> <p>第9条 条例第7条第1項(第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による所有者が変更したときの届出は、<u>第11号様式</u>によるものとする。</p> <p>2 条例第7条第2項(第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出は、<u>第12号様式</u>によるものとする。</p>

新	旧
<p>(滅失等の届出)</p> <p>第10条 条例第8条(第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財若しくは市指定史跡旧跡名勝天然記念物又は<u>条例第39条第1項第3号に規定する市登録有形文化財等</u>が滅失し、毀損し、亡失し、<u>若しくは盗み取られたときの届出は、第14号様式</u>によるものとする。</p> <p>(所在の場所の変更の届出)</p> <p>第11条 条例第9条(第29条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財若しくは市指定有形民俗文化財又は<u>条例第39条第1項第4号の規定による市登録有形文化財若しくは市登録有形民俗文化財</u>の所在の場所を変更しようとするとき若しくは変更したときの届出は<u>第15号様式</u>によるものとする。</p> <p>(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)</p> <p>第12条 条例第9条ただし書(第29条において準用する場合を含む。)に規定する市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項(第29条において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交付を受けて行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合</p> <p>(2) 条例第14条第1項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合</p> <p>(3) 条例第15条第1項の規定による届出をして行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合</p> <p>(4) 条例第16条第1項及び第2項(第29条において準用する場合を含む。)の規定による委員会の勧告を受けて行う出品</p>	<p>(滅失等の届出)</p> <p>第10条 条例第8条(第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が滅失し、<u>き損し、亡失し、又は盗み取られたときの届出は、第13号様式</u>によるものとする。</p> <p>(所在の場所の変更の届出)</p> <p>第11条 条例第9条(第29条において準用する場合を含む。)の規定による市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき又は変更したときの届出は<u>第14号様式</u>によるものとする。</p> <p>(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)</p> <p>第12条 条例第9条ただし書(第29条において準用する場合を含む。)に規定する市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項(第29条において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交付を受けて行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合</p> <p>(2) 条例第14条第1項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合</p> <p>(3) 条例第15条第1項の規定による届出をして行う修理のために、所在の場所を変更しようとする場合</p> <p>(4) 条例第16条第1項及び第2項(第29条において準用する場合を含む。)の規定による委員会の勧告を受けて行う出品</p>

新	旧
<p>又は公開のために、所在の場所を変更しようとする場合</p> <p>(5) 条例第28条第1項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合</p> <p>(6) 前各号に該当する場合のほか、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとする期間が、1箇月を超えない場合</p> <p>2 条例第9条ただし書(第29条において準用する場合を含む。)に規定する所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害のために、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない事由がある場合とする。</p> <p><u>3 条例第39条第2項に規定する届出を要しない場合は、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所在の場所を変更した場合であって、その期間が1箇月を越えない場合とする。</u></p> <p><u>4 条例第39条第2項に規定する変更をした後、届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害のために、市登録有形文化財等の所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない事由がある場合とする。</u></p> <p>(耐用年数)</p> <p>第13条 条例第13条第2項(第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により、委員会が定める耐用年数は、木造の文化財にあつては、10年、石造、コンクリート造又は金属製の文化財にあつては30年、その他の文化財にあつては20年とする。</p> <p>(現状変更等に係る許可申請等)</p> <p>第14条 条例第14条第1項(第36条において準用する場合を含む。)の規定により、市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為</p>	<p>又は公開のために、所在の場所を変更しようとする場合</p> <p>(5) 条例第28条第1項の規定による届出をして行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のために、所在の場所を変更しようとする場合</p> <p>(6) 前各号に該当する場合のほか、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとする期間が、1箇月を超えない場合</p> <p>2 条例第9条ただし書(第29条において準用する場合を含む。)に規定する所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害のために、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財の所在の場所を変更する場合その他緊急やむを得ない事由がある場合とする。</p> <p>(耐用年数)</p> <p>第13条 条例第13条第2項(第29条及び第36条において準用する場合を含む。)の規定により、委員会が定める耐用年数は、木造の文化財にあつては、10年、石造、コンクリート造又は金属製の文化財にあつては30年、その他の文化財にあつては20年とする。</p> <p>(現状変更等に係る許可申請等)</p> <p>第14条 条例第14条第1項(第36条において準用する場合を含む。)の規定により、市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為</p>

新	旧
<p>の許可を受けようとする者（以下本条において「許可申請者」という。）は、現状変更等の許可申請書（第16号様式）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図</p> <p>(2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図</p> <p>(3) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料</p> <p>(4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、現状変更等についての承諾書（第17号様式）</p> <p>(5) 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等についての承諾書（第17号様式）</p> <p>2 条例第14条第1項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る許可を受けた者が当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく現状変更等の着工（完了）届（第18号様式）を委員会に提出しなければならない。この場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の完了の届出には、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。</p> <p>（維持の措置の範囲）</p> <p>第15条 条例第14条第2項（第36条において準用する場合を含む。）に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を</p>	<p>の許可を受けようとする者（以下本条において「許可申請者」という。）は、現状変更等の許可申請書（第15号様式）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図</p> <p>(2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図</p> <p>(3) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料</p> <p>(4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、現状変更等についての承諾書（第16号様式）</p> <p>(5) 管理責任者が選任されている場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等についての承諾書（第16号様式）</p> <p>2 条例第14条第1項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る許可を受けた者が当該許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に着手し、又はこれを完了したときは、遅滞なく現状変更等の着工（完了）届（第17号様式）を委員会に提出しなければならない。この場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の完了の届出には、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。</p> <p>（維持の措置の範囲）</p> <p>第15条 条例第14条第2項（第36条において準用する場合を含む。）に規定する維持の措置の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を</p>

新	旧
<p>及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は当該市指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状（指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。</p> <p>(2) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が<u>毀損</u>し、又は衰亡している場合において、当該<u>毀損</u>又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。</p> <p>(3) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部が<u>毀損</u>し、又は衰亡し、かつ、<u>当該部分の復旧が明らかに不可能である場合</u>において、当該部分を除去するとき。</p> <p>(修理の届出)</p> <p>第16条 条例第15条第1項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物の修理をしようとするときの届出は、<u>第19号様式</u>によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。</p> <p>(1) 修理に係る仕様書及び設計図</p> <p>(2) 修理をしようとする箇所の写真又は見取図</p> <p>(保持者等に係る届出)</p> <p>第17条 条例第22条（<u>第40条及び第43条</u>において準用する場合を含む。）に規定する委員会規則で定める事由は次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保持者が芸名又は雅号を変更したとき。</p> <p>(2) 保持者について、その保持する市指定無形文化財、<u>市登録無形文化財</u>又は昭島市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。</p> <p>2 条例第22条（<u>第40条及び第43条</u>において準用する場合を含む。）の規定による保持者又は保持団体若しくは保存団体に係</p>	<p>及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は当該市指定史跡旧跡名勝天然記念物を、その指定当時の原状（指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状）に復するとき。</p> <p>(2) 市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物が<u>き損</u>し、又は衰亡している場合において、当該<u>き損</u>又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。</p> <p>(3) 市指定史跡旧跡名勝天然記念物の一部が<u>き損</u>し、又は衰亡し、<u>かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合</u>において、当該部分を除去するとき。</p> <p>(修理の届出)</p> <p>第16条 条例第15条第1項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による市指定有形文化財又は市指定史跡旧跡名勝天然記念物の修理をしようとするときの届出は、<u>第18号様式</u>によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。</p> <p>(1) 修理に係る仕様書及び設計図</p> <p>(2) 修理をしようとする箇所の写真又は見取図</p> <p>(保持者等に係る届出)</p> <p>第17条 条例第22条（<u>第39条</u>において準用する場合を含む。）に規定する委員会規則で定める事由は次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保持者が芸名又は雅号を変更したとき。</p> <p>(2) 保持者について、その保持する市指定無形文化財又は昭島市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。</p> <p>2 条例第22条（<u>第39条</u>において準用する場合を含む。）の規定による保持者又は保持団体若しくは保存団体に係る届出は、次</p>

新	旧
<p>る届出は、次の各号に掲げる届出の事由ごとに当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 保持者の氏名、芸名、雅号又は住所が変更したとき。 <u>第20号様式</u></p> <p>(2) 保持者について、その保持する市指定無形文化財、<u>市登録無形文化財</u>又は市選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。 <u>第21号様式</u></p> <p>(3) 保持者が死亡したとき。 <u>第22号様式</u></p> <p>(4) 保持団体又は保存団体の名称、事務所の所在地又は代表者若しくは管理人を変更したとき。 <u>第23号様式</u></p> <p>(5) 保持団体又は保存団体の構成員に異動を生じたとき。 <u>第24号様式</u></p> <p>(6) 保持団体又は保存団体が解散したとき。 <u>第25号様式</u> (市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)</p> <p>第18条 条例第28条第1項の規定による市指定有形民俗文化財に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときの届出は<u>第26号様式</u>によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。</p> <p>(1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図</p> <p>(2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図</p> <p>(3) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が所有者以外の者であるときは、所有者の現状変更等についての承諾書 (<u>第17号様式</u>)</p> <p>(4) 管理責任者が選任されている場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等についての</p>	<p>の各号に掲げる届出の事由ごとに当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 保持者の氏名、芸名、雅号又は住所が変更したとき。 <u>第19号様式</u></p> <p>(2) 保持者について、その保持する市指定無形文化財又は市選定保存技術の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。 <u>第20号様式</u></p> <p>(3) 保持者が死亡したとき。 <u>第21号様式</u></p> <p>(4) 保持団体又は保存団体の名称、事務所の所在地又は代表者若しくは管理人を変更したとき。 <u>第22号様式</u></p> <p>(5) 保持団体又は保存団体の構成員に異動を生じたとき。 <u>第23号様式</u></p> <p>(6) 保持団体又は保存団体が解散したとき。 <u>第24号様式</u> (市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)</p> <p>第18条 条例第28条第1項の規定による市指定有形民俗文化財に関する現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときの届出は<u>第25号様式</u>によるものとし、次の各号に掲げる書類等をこれに添付しなければならない。</p> <p>(1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図</p> <p>(2) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図</p> <p>(3) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が所有者以外の者であるときは、所有者の現状変更等についての承諾書 (<u>第16号様式</u>)</p> <p>(4) 管理責任者が選任されている場合において、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の現状変更等についての</p>

新	旧
<p>承諾書（<u>第17号様式</u>） （土地の所在等の変更届）</p> <p>第19条 条例第35条の規定による市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内又は<u>条例第39条第1項第5号の規定による市登録史跡旧跡名勝天然記念物の登録地域内の土地の所在、地番、地目又は地積の異動に係る届出は、第27号様式によるものとし、当該地番、地目又は地積の異動が土地の分筆等によるときは、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた地図の写本をこれに添付しなければならない。</u></p> <p>（抹消の申出）</p> <p>第20条 <u>条例第38条第3項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消の申出は、第28号様式によるものとする。</u></p> <p>（市選定保存技術の認定書の交付）</p> <p>第21条 <u>条例第41条第2項及び第3項の規定により、市選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、委員会は、当該保持者に対しては、認定書（第29号様式）を、当該保存団体に対しては、認定書（第30号様式）をそれぞれ交付するものとする。</u></p> <p>（標識等の設置と管理）</p> <p>第22条 条例第46条に規定する標識又は説明板は、委員会が設置し、次の各号に掲げる事項を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 市指定文化財の種別及び名称 （2） 指定年月日 （3） 説明事項及び指定の理由 （4） 「委員会」の文字 （5） 建設年月日 <p>2 <u>条例第46条</u>の規定により、標識又は説明板を管理する者（以下本条において「標識等の管理者」という。）は、これが亡失</p>	<p>承諾書（<u>第16号様式</u>） （土地の所在等の変更届）</p> <p>第19条 条例第35条の規定による市指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在、地番、地目又は地積の異動に係る届出は、<u>第26号様式</u>によるものとし、当該地番、地目又は地積の異動が土地の分筆等によるときは、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた地図の写本をこれに添付しなければならない。</p> <p>（市選定保存技術の認定書の交付）</p> <p>第20条 <u>条例第37条第2項及び第3項の規定により、市選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、委員会は、当該保持者に対しては、認定書（第27号様式）を、当該保存団体に対しては、認定書（第28号様式）をそれぞれ交付するものとする。</u></p> <p>（標識等の設置と管理）</p> <p>第21条 <u>条例第42条</u>に規定する標識又は説明板は、委員会が設置し、次の各号に掲げる事項を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 市指定文化財の種別及び名称 （2） 指定年月日 （3） 説明事項及び指定の理由 （4） 「委員会」の文字 （5） 建設年月日 <p>2 <u>条例第42条</u>の規定により、標識又は説明板を管理する者（以下本条において「標識等の管理者」という。）は、これが亡失</p>

新	旧
し、破損し、又は汚損したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。	し、破損し、又は汚損したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。
3 標識等の管理者は、その管理する標識又は説明板の位置を変更しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。	3 標識等の管理者は、その管理する標識又は説明板の位置を変更しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。
第1号様式（第2条関係） （略）	第1号様式（第2条関係） （略）
第2号様式（第3条関係） （略）	第2号様式（第3条関係） （略）
第3号様式（第3条関係） （略）	第3号様式（第3条関係） （略）
第4号様式（第3条関係） （略）	第4号様式（第3条関係） （略）
第5号様式（第3条関係） （略）	第5号様式（第3条関係） （略）
<u>第6号様式（第3条関係）</u> （略）	
<u>第7号様式（第4条関係）</u> （略）	<u>第6号様式（第4条関係）</u> （略）
<u>第8号様式（第6条関係）</u> （略）	<u>第7号様式（第6条関係）</u> （略）
<u>第9号様式（第6条関係）</u> （略）	<u>第8号様式（第6条関係）</u> （略）
<u>第10号様式（第6条関係）</u> （略）	<u>第9号様式（第6条関係）</u> （略）
<u>第11号様式（第8条関係）</u> （略）	<u>第10号様式（第8条関係）</u> （略）

新	旧
<p><u>第12号様式（第9条関係）</u> （略）</p> <p><u>第13号様式（第9条関係）</u> （略）</p> <p><u>第14号様式（第10条関係）</u> （略）</p> <p><u>第15号様式（第11条関係）</u> （略）</p> <p><u>第16号様式（第14条関係）</u> （略）</p> <p><u>第17号様式（第14条、第18条関係）</u> （略）</p> <p><u>第18号様式（第14条関係）</u> （略）</p> <p><u>第19号様式（第16条関係）</u> （略）</p> <p><u>第20号様式（第17条関係）</u> （略）</p> <p><u>第21号様式（第17条関係）</u> （略）</p> <p><u>第22号様式（第17条関係）</u> （略）</p> <p><u>第23号様式（第17条関係）</u> （略）</p> <p><u>第24号様式（第17条関係）</u> （略）</p>	<p><u>第11号様式（第9条関係）</u> （略）</p> <p><u>第12号様式（第9条関係）</u> （略）</p> <p><u>第13号様式（第10条関係）</u> （略）</p> <p><u>第14号様式（第11条関係）</u> （略）</p> <p><u>第15号様式（第14条関係）</u> （略）</p> <p><u>第16号様式（第14条、第18条関係）</u> （略）</p> <p><u>第17号様式（第14条関係）</u> （略）</p> <p><u>第18号様式（第16条関係）</u> （略）</p> <p><u>第19号様式（第17条関係）</u> （略）</p> <p><u>第20号様式（第17条関係）</u> （略）</p> <p><u>第21号様式（第17条関係）</u> （略）</p> <p><u>第22号様式（第17条関係）</u> （略）</p> <p><u>第23号様式（第17条関係）</u> （略）</p>

新	旧
<u>第25号様式（第17条関係）</u> （略） <u>第26号様式（第18条関係）</u> （略） <u>第27号様式（第19条関係）</u> （略） <u>第28号様式（第20条関係）</u> （略） <u>第29号様式（第21条関係）</u> （略） <u>第30号様式（第21条関係）</u> （略）	<u>第24号様式（第17条関係）</u> （略） <u>第25号様式（第18条関係）</u> （略） <u>第26号様式（第19条関係）</u> （略） <u>第27号様式（第20条関係）</u> （略） <u>第28号様式（第20条関係）</u> （略）